

関係所属長 殿

島根県警察本部長

チェーン規制に係る積極的な広報啓発の実施について（通達）

見出しの件については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令等の制定及び施行について（通達）」（平成30年12月19日付け、島交規甲第795号）のとおり、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する規制（以下「チェーン規制」という。）を実施するに当たっては、道路管理者と連携して、テレビ、ラジオ等において早期の事前広報を確実に実施することが必要であるが、それにとどまらず、平素より、チェーン規制の目的・内容等について十分に広報啓発を行い、チェーン規制に関する正しい理解を広めていくことが重要である。

そこで、各警察署（隊）にあっては、下記を踏まえ、チェーン規制に関する積極的な広報啓発を実施されたい。

また、今冬のチェーン規制の実施について調整が行われている区間は、別紙のとおりであり、これらの区間を管轄する警察署（隊）にあっては特に重点的に広報啓発を実施するとともに、その他の警察署にあっては、今後、調整が行われる区間が追加されることも予想されるため、道路管理者との情報共有の徹底を図られたい。

記

1 広報啓発事項

平素からのチェーン規制の広報啓発に当たっては、県警察ホームページのほか、あらゆる媒体を活用するなどし、ミニ広報誌の作成、各種会合時における広報等、道路管理者等の関係機関と連携してより効果的な広報啓発を実施されたい。

なお、広報啓発を実施するに当たって、特に示すべき事項は以下のとおりである。

(1) 規制の目的

チェーン規制は、近年の大雪による交通障害の発生を受け、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の発生を防止することを目的とするものである。

(2) 規制を行う可能性がある気象条件

チェーン規制は、大雪特別警報や大雪に関する緊急発表が行われるような異例の降雪時に実施される可能性がある規制である。

なお、平成29年度において大雪特別警報の発令はなく、大雪に対する緊急発表は3回実施された。

(3) 規制を行う可能性がある場所

チェーン規制は、峠部等で過去に立ち往生や雪による通行止めが発生し、かつ、規制実施区間の前後にチェーン着脱場や待機場が確保されている区間において実施される可能性がある規制である。従来であれば車両の通行止めとなる状況において、タイヤチェーンを取り付けている車両のみ通行を可能とするものである。

なお、今冬のチェーン規制の実施について道路管理者との間で調整が行われている区間は、別紙のとおりである。

(4) その他

降雪の状況によっては、道路管理者において集中除雪のための予防的通行止めが行われることがある。よって、広報啓発に当たっては、外出する際における気象情報はもとより道路情報にも関心を持ってもらうよう啓発する。

2 参考

国土交通省ホームページ「チェーン規制Q&A」

<http://www.mlit.go.jp/road/bosai/fuyumichi/tirechains.html>

別紙 〔略〕